

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年10月25日(火) 16:27~16:51

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

| | | | | |
|------|----|----|----|-----|
| 出席委員 | 会長 | 玉城 | 増生 | |
| | 1番 | 儀間 | 徹 | |
| | 2番 | 安里 | 正春 | |
| | 3番 | 並里 | 茂明 | |
| | 5番 | 東江 | 良和 | |
| | 6番 | 知念 | 雄二 | |
| | 7番 | 玉城 | 政和 | |
| | 8番 | 知念 | 正和 | |
| | 9番 | 玉城 | 正芳 | 計9名 |

欠席委員

なし

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4 議案第2号 非農地証明について

第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第4号 工事完了報告について

第7 議案第5号 土地の現況証明について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

平成 28 年 第 10 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 28 年第 10 回伊江村農業委員会総会を開会します。委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局より報告致します。委員総数 9 名中、9 名の全委員が出席しております。以上です。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名中の 9 名出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

日程の第 1、会議録署名委員の指名を行います。委員は慣例に従い、議長が指名したいと思います。

署名委員に 8 番知念委員。9 番玉城委員を指名致します。お願いします。

日程の第 2、会期の決定の件を議題と致します。本総会の会期は本日一日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

議長 日程の第 3「議案第 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。「議案第 1 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。

No. 1、申請者●さん。申請地が●。地積 462 m²。うち、転用面積同じく 462 m²。転用目的は牛舎建築となっております。

尚、この案件につきましては、●伊江村農業委員会総会において「農用地利用計画の軽微な変更」について意見聴取があった事案でございます。縦覧広告を終え、農振の一部変更手続きが完了したことに伴いまして今回、総会に案件が提出されております。次の頁お願い致します。

「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」に係る意見書となっております。この意見書についても併せて採択の方をお願いしたいと思います。意見決定の理由について述べます。「当該申請地は、●に位置し、

村の農業振興地域整備計画においては、農用区域内の農業用施設用地となっており、牛舎として利用することから適当と認める」。という意見を付けて県へ進達したいのですが、皆様のご審議を宜しくお願い致します。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全委員 異議なし、進行をお願いします。

議長 はい、進行致します。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか？

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第4、議案第2号、「非農地証明について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第2号、「非農地証明について」。上記の件について下記の通り申請されていますので、可否の意見を求めます。

No.1、申請人●さん。申請に係る土地が●。面積が393㎡。所有者●さん。尚、申述書において、●の土地は20年以上耕作しておらず、土地の形態も段差があり、利用上、支障があることから今回、非農地証明を受けたいとのこととございます。以上でご説明を終わります。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2番 議長

議長 はい、2番

2番 参考までに、一つ聞きたいんですが、非農地証明を出した後の計画などが有りましたら、お伺いしたいと思います。どうゆう目的でしょうか？

議長 お答えします。これは以前に、私の情報では、既に売買がなされているという情報が入っております。相手は本土の方で、登記書も向こうの方に渡っている。という事で、これが畑ということで、本人には難しいだろう。という事で屋敷に。今回の非農地証明ということで、その後に登録等、変

わるはずです。という情報を受けております。

2番 仮登記で？

議長 仮登記で。みなさんも今日ご覧になった通り、農地としては最悪な場所で、到底出来るような、後に何かやるか？と思うんですけども、地域のこの状態見て 牛舎でも建てたら良いんじゃないかなと。そういう判断です。私の方では。宜しいですか、それで。

2番 相手方はあれですか？

議長 相手の名前は私は未だ…。分からない。来てません。そういう情報があるよ。という事で。

2番 住宅建てて此処に永住したいとか？

議長 本人は「来ない」という様な、事がありまして。

2番 あ、そうですか。

議長 一時、島に来ていました。7、8年くらい前かな。

2番 伊江島出身ですか。

議長 伊江島。●さんと兄弟。

2番 ああ。

議長 何か此処、分けまたみたいな。

2番 ああ。解りました。

議長 他にございませんか。

委員 なし。

議長 はい、では進行します。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することご異議はありませんか？

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号、「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 はい、では事務局よりご説明致します。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」。上記の件について下記の通り申請されていますので、可否の意見を求めます。

この案件は、村長から農業委員会への意見聴取ということで挙がっております。今回、5件の申請が出されております。

No.1、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が7,175㎡となっております。申請地が●。地積が1,722㎡。同じく●。2,364㎡。2筆の合計面積が坪に致しまして1,236坪。賃借権設定で期間は5年間。賃借料は坪当り年間50円となっております。

No.2、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は7,175㎡。申請地が●。地積が3,089㎡。坪にしますと934坪で、賃借権設定で期間は5年間。賃借料は坪当り年間50円となっております。

続きましてNo.3、譲受人●さん。譲渡人、●さん。譲受人の経営面積は16,442㎡。申請地が●。地積が1,010㎡。坪にしますと306坪。所有権移転の売買での案件となっていて坪当りの売買単価は3,000円となっております。次の頁お願い致します。

No.4、譲受人●さん。譲渡人●さん。御二人は親子の関係となっておりまして、今回8筆、10年間の使用貸借権での設定となっております。譲受人の経営面積が16,442㎡。申請地が●。地積が223㎡。次に●。地積が349㎡。続きまして●。地積が1,053㎡。続きまして●。地積が1,514㎡。続きまして●。地積が2,609㎡。次に●。地積が738㎡。同じく●。地積が797㎡。最後に●。地積が1,289㎡。8筆の合計面積が8,572㎡。坪に致しまして2,593坪となっております。

次にNo.5、譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が9,092㎡。申請地が●。地積が769㎡。次に●。地積が899㎡。続きまして●。地積が1,636㎡。最後に●。地積が1,085㎡。4筆の合計面積が4,389㎡。坪に致しまして1,328坪。所有権移転での売買となっておりまして、坪当り単価は3,000円となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありました。これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。これは1番からNo.5まで一括して行います。

2番 すいません。

議長 はい。

2番 休憩をお願いします。

局長 はい、休憩いたします。（休憩 16:43～16:46）

議長 再開いたします。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することご異議はありませんか？

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第6、議案第4号、「工事完了報告について」を議題と致します。本案について、事務局より説明を求めます。

局長 はい、事務局よりご説明致します。議案第4号「工事完了報告について」。上記の件について、下記の通り進達したいので可否の意見を求めます。

申請人●さん。申請に係る土地が●。面積が480㎡。転用面積が480㎡。転用目的が一般住宅建築。許可年月日及び許可指令番号が●で農地法第5条に基づき許可されております。進達による意見でございますが、「事業計画通り工事完了しており、現旧王宅地と認められる」。尚、本件につきまして今後、現況証明願いが出された場合においてはですね、会長専決にて処理させて頂きたいのですが、併せてご審議、宜しくお願いします。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありました。これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全委員 異議なし。

議長 はい、異議なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか？

全委員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第7。議案第5号「土地の現況証明について」を議題と致します。

本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第5号、「土地の現況証明について」。上記の件について、下記のとおり申請されていますので可否の意見を求めます。申請人●さん。申請に係る土地が●。面積が250.38㎡。所有者は●さん。許可年月日及び許可指令番号が●で、農地法第5条に基づき許可されており。尚、申請地の全体面積が811㎡ですが、転用許可面積の250.38㎡の部分についてのみの今回、現況証明となります。以上でございます。

議長 はい。只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全議員 異議なし。進行をお願いします。

議長 はい。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議有りませんか？

全議員 異議なし。

議長 はい。異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
平成28年第10回総会を開会します。お疲れ様でした。

終了時間 16:51

署 名

会 長 玉城 増生 印

8 番 知念 正和 印

9 番 玉城 正芳 印